



社団法人日本フードサービス協会

# JFニュースレター

2011. 3. 21

福島第一原子力発電所事故を踏まえた農産物や食品等の取り扱いについて

## 風評被害を防止するため冷静な対応を！

一店頭における表示・メニュー販売自粛は、  
くれぐれも慎重にお願いしますー

すでに報道のとおり、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した福島第一原子力発電所事故に関連して、茨城県産のハウレンソウや福島県産の原乳の一部から、食品衛生法上の暫定規制値を超える数値が検出されました。

これに対し、官房長官による政府コメントや食品安全委員会においては、「暫定規制値を上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではない」としており、国内外に向けて冷静な対応を呼びかけています。

協会としては、現在流通している食品については、国の定めた非常に厳しい食品衛生法上の暫定規制値をクリアした安全なものしか流通しない取組みが行われており、特に外食では洗浄・加工・調理工程を経ることから、さらに安全と考えています。

したがって、会員各社におかれましては、福島・茨城県産及び周辺産地の商品やそれらを使用するメニューに関し、お客様からの問い合わせなどがあった場合には、

- ・「当店のメニューには、〇〇県産の農産物・食品を使用しておりません」あるいは、
- ・「当店の〇〇メニューは、〇〇県産の商品が一部使用されているため、当面の販売を自粛します」といった表現は避けていただきますようお願いします。

なお、3月21日付け食品安全委員会の「東北地方太平洋沖地震の原子力発電所へ影響と安全性 ([http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg\\_genshiro\\_20110316.pdf](http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_genshiro_20110316.pdf)) 第6報」(抄)を添付しますので、ご参照ください。

※この件のお問い合わせは事務局：関川・楠山までお願いいたします。

以上